

令和8年（フ）第5149号
東京都足立区梅田7丁目34－7－201
債務者 上原真理子
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5154号
東京都豊島区要町3丁目16－6 コーポセントラルN o. 3 202号
債務者 鎌田 裕子
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5155号
東京都練馬区貫井2丁目24－2－408
債務者 福田 昭治
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午前11時
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5156号
東京都北区豊島5丁目4－3－303
債務者 関口 寛
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5158号
東京都江戸川区中央3丁目9－7－515 三家第2ビル
債務者 弾塚 彩乃
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5159号
東京都江戸川区松島4丁目38－9 岡本荘8
債務者 中川 幸
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午前11時
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5160号
東京都豊島区南長崎1丁目24－5－101
債務者 佐伯 潤
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午前11時
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5161号
東京都杉並区阿佐谷北4丁目8－5－210
債務者 高木 洋子
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月8日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月8日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2955号
大阪市浪速区敷津東3丁目6番8－512号
債務者 萩岡 樹
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月11日まで
5 免責審尋期日 令和8年10月9日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部
令和8年（フ）第3103号
大阪府寝屋川市河北東町9番26号
債務者 重田 愛美
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月11日まで
5 免責審尋期日 令和8年10月6日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部
令和8年（フ）第3133号
大阪府箕面市西宿2丁目6番43－2 D号
債務者 鈴木 妃奈
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月11日まで
5 免責審尋期日 令和8年10月9日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部
令和8年（フ）第5131号
東京都中野区沼袋1丁目19－5－201
債務者 小宮山徳仁
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月15日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月15日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5153号
東京都板橋区小豆沢1丁目15－7－405
債務者 鈴木 淳祐
1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月15日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5157号
東京都足立区梅田5丁目17－1－207
債務者 タカサワ レイナビー マナンサン
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月15日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月15日午後2時
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5163号
東京都足立区千住宮元町12－10－301 ハニ－第一マンション
債務者 澤井利貴雄
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月15日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月15日午後2時
東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第5186号
東京都世田谷区給田5丁目8－5－E405
債務者 菅 正己
1 決定年月日時 令和8年7月13日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年9月15日まで
5 免責審尋期日 令和8年9月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部